令和８年５月２９日

保護者の皆様へ

台風・地震警戒時等における園児・児童・生徒の登下校の指導ならびに授業実施について(改訂)

桑名市教育委員会

平素は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。
さて、気象庁において発表される防災気象情報について、令和８年５月２９日から新たな運用が開始され、情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表されるとともに、レベル４相当の情報として危険警報が新設されます。
また、内閣官房より出される全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の情報伝達の変更についても通知がありました。
つきましては、令和８年４月発出文書「台風・地震警戒時等における園児・児童・生徒の登下校の指導ならびに授業実施について」の関係部分を改訂し、本文書を送付いたします。
子どもたちの安心に関して、以下のとおり、ご協力頂きますようお願いいたします。

１　台風時等における警報等の発表時

（１）始業前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合
幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校とも登校(園)を見合わせ、自宅待機とします。
警報が**午前６時までに解除された時は**、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校とも、登校(園)し、授業を行います。
なお、授業開始時刻は、各学校において地域の実情に応じて決定します。
警報が**午前６時になっても解除されない時には**、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校とも休校(園)とします。

（２）始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合
警報が発表された時は、原則として直ちに授業を中止し、風雨又は風雪の状況や通学路の安全を確認し、速やかに園児・児童・生徒を帰宅させます。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校(園)を見合わせることもあります。

（３）特別警報・危険警報が発表された場合
ア　レベル５大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、レベル４大雨危険警報については、上記（１）（２）のとおりとします。

イ　レベル５河川氾濫特別警報、レベル５土砂災害特別警報、レベル５高潮特別警報、波浪特別警報、レベル４河川氾濫危険警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル４高潮危険警報については、地域によっては、上記（１）（２）に準じ、適切な措置を講じることもあります。

（４）その他警報（レベル３）が発表された場合
地域によっては、上記（１）（２）に準じ、適切な措置を講じることもあります。

（５）避難指示が発令された場合
人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況に発令される避難指示については、
上記（１）（２）のとおりとします。

（６）始業前に大雨が降っている場合
激しい雨が降っている時は、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校とも雨がおさまってから登校(園)させてください。

（７）始業前に激しく雷が鳴っている場合
雷が激しく、危険が予想される時は、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校とも雷がおさまってから登校(園)させてください。

（８）その他の注意報または警報が発表された場合も、状況にあわせ適切な措置を講じます。

2　震度５強以上の地震発生時

（１）始業前に、市内で震度５強以上の地震が発生した場合は、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校とも休校(園)とします。

（２）始業後に、市内で震度５強以上の地震が発生した場合は、直ちに授業を中止し、児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難行動を開始します。下校させる場合は、通学路の安全を確認した後、集団下校や保護者への引き渡し等の対応をとり、速やかに園児・児童・生徒を帰宅させます。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校(園)を見合わせることがあります。

3　南海トラフ地震臨時情報発表時

（１）始業前に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されている場合

・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が午前６時時点で発表されている場合には、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校とも休校(園)とします。

・南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が午前６時時点で発表されている場合には、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校とも、注意対応をとりながら、通常通りの活動としますが、状況に応じて、休校等の　措置をとる場合があります。

（２）始業後に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合

・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、原則として直ちに授業を中止し、避難行動を開始します。下校させる場合は、通学路の安全を確認した後、集団下校や保護者への引き渡し等の対応をとり、速やかに園児・児童・生徒を帰宅させます。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校(園)を見合わせることがあります。

・南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表された場合には、注意対応をとりながら、通常通りの活動としますが、状況に応じて、避難行動等をとります。

4　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

（１）始業前に全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

・全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた場合は、登校（園）を見合わせ、自宅待機とします。

・避難解除情報を確認した後、学校からの情報伝達を待って、登校（園）します。

（２）始業後に全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

・全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた時は、授業を中断し安全を確保します。

・避難解除情報を確認した後、安全を確認し、授業を再開します。

・状況に応じ、集団下校や保護者への引き渡し等の下校措置を行います。

※全国瞬時警報システム（Ｊアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用されます。弾道ミサイルが発射されるという情報だけでは、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）が使用されることはありません。

5　熱中症特別警戒アラートが発表された場合

・14 時に熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、その翌日を臨時休校（園）とします。

※上記の内容につきましては、桑名市ホームページ＞防災＞風水害に備えて　にも記載しております。

※問い合わせ先：

１～４　桑名市教育委員会事務局　教育指導課　0594-24-1241

５　学校教育課　0594-24-1250